

城陽版 簡便型

簡便型工事成績評定表(新)

設計額500万円以上5000万円未満の工事(土木・建築共)

別記様式第1

平成20年10月1日以降の契約工事から適用

工事番号						工事名													
検査年月日	平成 年 月 日					完成年月日	平成 年 月 日												
当初工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					変更工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日												
請負金額						業種コード													
請負者						業者コード													
現場代理人						主任(監理)技術者													
審査項目	主任監督員					総括監督員又は技術課長					検査員								
項目	細別	氏名	a	b	c	d	e	氏名	a	b	c	d	e	氏名	a	b	c	d	e
1 施工体制	施工体制一般			+1.5	0	-5.0	-10												
	配置技術者		+3.0	+1.5	0	-5.0	-10												
2 施工状況	施工管理			+1.5	0	-5.0	-10							+5.0	+2.5	0	-5.0	-15	
	工程管理		+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5.0	0	-7.5	-15							
	安全対策		+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15							
	対外関係		+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0												
3 出来形及び出来ばえ	出来形		+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0							+10	+5	0	-10	-20	
	品質		+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0							+15	+7.5	0	-12.5	-25	
	出来ばえ													+5	+2.5	0	-5.0		
4 高度技術	高度技術力 2		+	(13)	0														
5 創意工夫	創意工夫 2		+	(7)	0														
6 社会性等	地域への貢献等 3							+10	+5	0									
加減点合計(1+2+3+4+5+6)			±	.	.	.	点	±	.	.	.	点	±	.	.	.	点		
評定点(65±加減点合計) 1							点						点						点
7 評定点計							点	(点	X0.4+	点	X0.2+	点	X0.4)	=	点			
8 法令遵守等 6							点	-					点						
9 評定点合計 7							点	7. 評点合計(点)	-	8. 法令遵守等(点)	=	点					
所見	(主任監督員)					(総括監督員又は技術課長)					(検査員)								

- 1 ~ 3の評定(65点±加減点合計) + 4, 5, 6、の評定(加点合計) - 8の評定(減点) = 評定点各評定点()は、少数第1位まで記入する
- 2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通じて、特に優れた技術等を評価する項目とする。
加点点評価のみとする。評価にあたっては、総括監督員及び技術課長との合議をもって行うものとする。
詳細は市HP掲載済H18.6.1試行の城陽市建設工事成績評定要領(試行)に準じる。
- 3 社会性等の評価では地域への観点から、加点点評価のみとする。また法令遵守等は、減点評価のみとする。
- 4 所見は必ず記載する。
- 5 各審査項目ごとの採点は、別紙主任監督員用P1~P8、総括監督員・技術課長用P1~P4、検査員用P1~P2によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任・総括監督員又は技術課長が記入する。
- 6 法令遵守等の評価は総括監督員又は技術課長が行う。
- 7 評定点合計は、四捨五入により少数1位とする。

城陽版 簡便型

簡便型工事成績評定(新) 細目別評定点採点表

項目	細別	主任監督員	総括監督員・技術課長	検査員	細目別評定点	配分点	項目別配点
1. 施工体制	施工体制一般	$() \times 0.4 + 2.6 =$ 点				3.2点	7点
	配置技術者	$() \times 0.4 + 2.6 =$ 点				3.8点	
2. 施工状況	施工管理	$() \times 0.4 + 2.6 =$ 点		$() \times 0.4 + 6.5 =$ 点		11.7点	35.1点
	工程管理	$() \times 0.4 + 2.6 =$ 点	$() \times 0.2 + 4.3 =$ 点			9.3点	
	安全対策	$() \times 0.4 + 2.6 =$ 点	$() \times 0.2 + 4.3 =$ 点			10.7点	
	対外関係	$() \times 0.4 + 2.6 =$ 点				3.4点	
	出来形及び出来ばえ	$() \times 0.4 + 2.6 =$ 点		$() \times 0.4 + 6.5 =$ 点		13.9点	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	$() \times 0.4 + 2.6 =$ 点		$() \times 0.4 + 6.5 =$ 点		15.9点	38.3点
	出来ばえ			$() \times 0.4 + 6.5 =$ 点		8.5点	
	高度技術	$() \times 0.4 + 2.6 =$ 点				7.8点	
4. 高度技術	高度技術力	$() \times 0.4 + 2.6 =$ 点				7.8点	19.6点
5. 創意工夫	創意工夫	$() \times 0.4 + 2.6 =$ 点				5.4点	
6. 社会性等	地域への貢献等		$() \times 0.2 + 4.4 =$ 点			6.4点	19.6点
7. 法令遵守等			$() \times 1.0 =$ 点				
		26点	13点	26点			
		基準持点 65点			点	100点	100点

(+ +) = 細目別評定点

城陽版 簡便型工事成績評定(新)

土木・建築共 主任監督員用

城陽版 簡便型 < 500 ~ 5000 >

簡便型工事成績採点の考査項目

(主任監督員用) P2

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
1 施工体制	配置技術者 (現場代理人等)	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配備が不備である
		<p>【評価対象項目】</p> <p>現場代理人として、工事全体の把握が出来ている。 書類整理、資料整理が適切に処理されている。 契約書、設計図書、指針等をよく理解し、現場に反映して工事を行っている。 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に務めている。 主任技術者又は監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。 作業主任者を選任し配置している。 専門技術者を選任し配置している。 配置技術者について指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善速やかに(次回)実施された。 その他(理由:)</p>			<p>現場代理人等の技術者配置が不備で、 監督職員から文書により改善指示を行った。</p> <p>専門技術者が配置されていない。</p> <p>上記で 1項目でもあれば …… d 2項目該当 …… e</p>	
		該当項目	90%程度以上 80%以上90%程度 60%以上80%程度 60%程度以下	a b c d	<p>評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価。</p>	

城陽版 簡便型 <500~5000>

簡便型工事成績採点の審査項目

(主任監督員用) P4

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	工程管理	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である	
		【評価対象項目】 現場条件変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。 休日の確保を行なっている。 工程表の内容が検討され、充実している。 工程管理について、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 その他(理由:)				請負者の責により、工期内に工事を完成させなかった。 (ただし、改善指示による場合を除く) 上記該当あれば……e	自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。 上記該当あれば……d
		該当項目 90%程度以上 a 80%以上90%程度 b 60%以上80%程度 c 60%程度以下 d 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。					

城陽版 簡便型 <500～5000>

簡便型工事成績採点の考査項目

(主任監督員用) P5

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	安全対策	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備である
		<p>【評価対象項目】 安全教育・訓練等を4時間/月以上適時、的確に実施し、記録が整備され、かつ創意工夫をしている。 安全巡視、TBM(ツールボックスミーティング)、KY(危険予知活動)等を実施し、記録を整備している。 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。 使用機械、車両、工具等の点検整備等が的確になされ、管理されている。 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされている。 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 工事現場における保安設備等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。 安全対策について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 その他(理由:)</p>			<p>安全対策の不備により重大な災害を受けた。</p> <p>上記、該当あれば……e</p> <p>安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、監督職員から文書により改善指示を行った。</p> <p>上記、該当あれば……d</p>	
		該当項目 90%程度以上 80%～90%程度 60%～80%程度 60%程度以下	a b c d	<p>評価対象項目数が2項目以下の場合、C評価とする。</p>		

簡便型工事成績採点の考査項目

(主任監督員用) P6

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	対外関係	対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備である
		<p>【評価対象項目】 工事施工にあたり、関係官庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。 工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 対外関係について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 その他(理由:)</p>				関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 上記、該当あれば……e 請負者の対応による苦情が多い。また対応が悪く、トラブルがあった。 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書により指示を行った。 上記1項目でも該当あれば……d
		該当項目 90%程度以上 a 80%～90%程度 b 60%～80%程度 c 60%程度以下 d 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。				

城陽版 簡便型 <500～5000>

簡便型工事成績採点の審査項目

(主任監督員用) P7

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	出来形	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	出来形管理がやや不備である	出来形管理が不備である
	土木・建築工事 共通	<p>【評価対象項目】 出来形管理図または出来形成果表が適切にまとめられており、確認できる。 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 自社の写真管理基準を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 製品の形状、寸法の設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 出来形の性能、機能が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 その他(理由:)</p>			監督職員が文書で改善 指示を行なった。 該当すれば……d	契約書第17条2項に基づき、 破壊検査を行なった。 該当すれば……e
		該当項目 90%程度以上 a 80%～90%程度 b 60%～80%程度 c 60%程度以下 d 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。				

城陽版 簡便型 <500~5000>

簡便型工事成績採点の考査項目

(主任監督員用) P8

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しバラツキが少ない。 ばらつきの判断は別紙4(記入方法及び留意事項)を参照		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがありばらつきが大きい	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る
	土木・建築工事 共通	<p>品質の評定は、工事全般を通したものとする。 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である</p> <p>バラツキの判断は別紙4を参照、試験結果の打点数等が少なくバラツキの判断が出来ないとき、又は品質に関する試験が不要な時は、C評価とする。</p>			監督職員が文書で改善指示を行なった。 該当すれば……d	契約書第17条2項に基づき、破壊検査を行なった。 該当すれば……e

城陽版 簡便型工事成績評定(新)

土木・建築共 総括監督員・技術課長用

城陽版 簡便型 <500~5000>

簡便型工事成績採点の調査項目

総括監督員・技術課長用 P1

調査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		<p>〔評価対象項目〕</p> <p>災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって、工事を完成させた隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。</p> <p>地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。</p> <p>代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。</p> <p>配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</p> <p>その他(理由:)</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a,b,c,d,e 評価を行う。</p>				

城陽版 簡便型 <500~5000>

簡便型工事成績採点の審査項目

総括監督員・技術課長用 P2

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	安全対策	安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である。	安全対策が不備である
		<p>建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である</p> <p>安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。</p> <p>安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。</p> <p>安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</p> <p>安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。</p> <p>安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。</p> <p>その他(理由:)</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a,b,c,d,e 評価を行う。</p>				

法令遵守等の該当項目一覧表

措置内容	点数
1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点
2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点
3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点
4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点
5. 文書注意	- 8点
6. 口頭注意	- 5点
7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、 ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の 処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない)	- 3点

項目該当なし

本評価項目(8. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。「工事関係者」とは、を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- 2 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- 3 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
- 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。
- 6 建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請け、技術者の専任違反等
- 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは、不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- 12 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
- 13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14 安全管理の処置が不適切であったため、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- 15 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
- 16 その他(理由:)

城陽版 簡便型工事成績評定(新)

土木・建築共 検査員用

簡便型工事成績採点の審査項目

検査員用 P1

審査項目	細 別	a	b	c	d	e		
2. 施工状況	施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である		
		[評価対象項目]				設計図書と適合しない箇所があり、文書により 改造請求を行った。 契約図書に基づく施工上の義務について、 検査職員から文書により指示を行なった。 上記項目に 1項目でも該当あれば ……d 2項目以上あれば …… e		
		契約書第18条第1項第1号から5号に係わる設計図書の照査を行い、 監督職員の確認を受けて施工を行っている。 施工計画書と現場施工方法が一致している。 段階確認・立会の申請が適切な時期に行われている。 工事記録の整備が適時、的確になされている。 リサイクルへの取組が適切になされている。 建退共の証紙が適切に配布され管理されている。 計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を 提出している。 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、 設計図書内容及び現場条件を反映したものとなっている。 工事の関係書類及び資料整理がよい。 その他(理由:)						
該当項目	90%程度以上	80%~90%程度	60%~80%程度	60%程度以下	a	b	c	d
以下共通 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 評価値(%) = ()評価数 / ()対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする								

簡便型工事成績採点の審査項目

検査員用 P2

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	出来形	出来形管理が適切である。	出来形管理がほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	出来形管理がやや不備である。	出来形管理が不備である。
	土木・建築工事 共通	[評価対象項目] 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 出来形の性能、機能が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 その他(理由:)			検査員が文書で 改善指示を行った。 上記該当あれば……d	契約書第31条2項に基づき 破壊検査を行った。 上記該当あれば……e
	品質 出来ばえ	「品質」・「出来ばえ」の評価項目については、市HP掲載済H18.6.3試行城陽市建設工事成績評定要領(試行)に準じる。				
	土木・建築工事 共通					

該当項目が90%程度以上 ……a
 該当項目が80%~90%程度 ……b
 該当項目が60%~80%程度 ……c
 該当項目が60%程度以下 ……d

削除後の評価対象項目数
 が2項目以下の場合、
 C評価とする。